

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長  
( 公 印 省 略 )

エクアドル、ガボン、ギニア、セネガル、ボツワナ、マリ、モザンビーク及びレユニオン政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて（一部改正）

エクアドル、ガボン、ギニア、セネガル、ボツワナ、マリ、モザンビーク及びレユニオン政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについては、「エクアドル、ガボン、ギニア、セネガル、ボツワナ、マリ、モザンビーク及びレユニオン政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて」（令和 5 年 11 月 16 日付け感感発 1116 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）においてお示ししているところです。

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 75 号）が公布、適用され、モルドバ、ガボン、ギニア、セネガル、ボツワナ、マリ、モザンビーク及びレユニオンについて、当分の間、鳥インフルエンザの清浄化が期待されないため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域から除外しました。

つきましては、当該通知を下記のとおり一部改正しますので、内容について御了知いただくとともにその運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

## 記

### 1. 改正内容

- モルドバ、ガボン、ギニア、セネガル、ボツワナ、マリ、モザンビーク及びレユニオンについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第 1 の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域から除外されていることに基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關す

る法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）別表第 1 第 5 項第 3 欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとして示す地域を改正する。

- ・ 通知名を「エクアドル政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて」とする。

## 2. 適用日

令和 6 年 3 月 12 日から適用する。

以上

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p><u>エクアドル政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて</u></p> <p>厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長</p> <p>今般、<u>エクアドル</u>において、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生を確認しました。</p> <p>つきましては、<u>同国</u>政府機関から発行される鳥類に係る衛生証明書については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 30 条第 2 項に規定する「当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合」に該当することから、同項の規定により、規則別表第 1 第 5 項第 3 欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとなりますので、その運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。</p>	<p><u>エクアドル、ガボン、ギニア、セネガル、ボツワナ、マリ、モザンビーク及びレユニオン政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて</u></p> <p>厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長</p> <p>今般、<u>エクアドル、ガボン、ギニア、セネガル、ボツワナ、マリ、モザンビーク及びレユニオン</u>において、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生を確認しました。</p> <p>つきましては、<u>当該国</u>政府機関から発行される鳥類に係る衛生証明書については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 30 条第 2 項に規定する「当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合」に該当することから、同項の規定により、規則別表第 1 第 5 項第 3 欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとなりますので、その運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。</p>

感感発 1116 第 1 号  
令和 5 年 11 月 16 日

各 検 疫 所 長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長  
( 公 印 省 略 )

エクアドル政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて

今般、エクアドルにおいて、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生を確認しました。

つきましては、同国政府機関から発行される鳥類に係る衛生証明書については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 30 条第 2 項に規定する「当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合」に該当することから、同項の規定により、規則別表第 1 第 5 項第 3 欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとなりますので、その運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。